

令和3年度アレルギー疾患相談窓口等業務企画コンペ提案審査要領

令和3年8月6日 岩手県

この「企画コンペ提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和3年度アレルギー疾患相談窓口等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペにおける企画提案の審査について必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、別途設置する「令和3年度アレルギー疾患相談窓口等業務提案選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選考委員会は、企画コンペに参加する者（以下「コンペ参加者」という。）から提出された資料3「企画提案書作成要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、別紙1「審査項目、審査観点及び配点」に基づき審査し、その結果を県に報告するものとする。

2 選考の実施

コンペ参加者によるプレゼンテーションは行わず、企画提案書等をもって選考を行う。

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 委員は、企画提案書等に基づき、50点を持ち点として審査基準の項目ごとに評価を行う。
- (2) 選考委員会は、委託候補者として各委員の評点の合計の最上位者を1者、次点者を1者選定する。
- (3) 各委員の評点の合計が委員の持ち点の合計の6割以上の者を、業務を確実に実行できる能力を有している者と認め、委託候補者とすることができる。
- (4) 各委員のうち、評点が30点未満の委員が1名でもいる場合には、選考委員会において協議の上、委託候補者とするか否かを決定する。
- (5) 選考委員会は、審査・選考結果を集計等により確認し、委託候補者等を県に報告するものとする。また、コンペ参加者が1者のみであった場合においても、選考委員会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その結果を県に報告するものとする。

【資料4－別紙1】

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点
企画内容	1 目的	○企画内容は事業目的に合致しているか。	5
	2 相談窓口 実施体制	○相談窓口の実施方法は適切か。	5
		○県内医療機関との連携体制は適切か。	5
		○アレルギー情報の周知方法は適切か。	5
	3 専門性	○スタッフは専門的な知識及び経験を有しているか。	5
		○団体は行政・教育・医療分野について専門性を有しているか。	5
実務能力	4 見積書	○事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容との整合性がとれているか。	5
	5 活動実績	○委託事業に通じる事業実施経験があり、良好な実績を有しているか、又は良好な運営が期待できるか。	5
	6 事業実施 能力	○団体の受託事業等の状況に照らし、本事業の提案内容が確実かつ適切に遂行できる職員構成や配置であるか。	5
		○県と密接な連携がとれる体制が確保されているか。	5
合 計			50

【評点と評価】

5点：非常に優れる

4点：優れる

3点：普通

2点：やや劣る

1点：劣る